

亀山市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年11月26日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30101
- 3 路線名 和賀白川線
- 4 供用開始の区間
(1) 起点 野村三丁目919番2
(2) 終点 野村三丁目922番2
- 5 供用開始の期日 平成27年11月26日